

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの期間及び 55 年 4 月から 56 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月まで
② 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで

中学卒業と同時に、A 町（現在は、B 市）で伯父が経営する C 事業所に住み込みで勤務しており、国民年金の支払いについて事業主夫婦に確認したところ、こちらで支払うと言われたので、全て支払われていると思っていたのに、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「中学卒業と同時に、A 町で伯父が経営する C 事業所に住み込みで勤務し、伯母である事業主の妻が、国民年金の加入手続及び納付をしてくれた。」と主張しているところ、戸籍の附票から、昭和 46 年 4 月から伯父夫婦と同一の住所に居住していたことが確認できる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、A 町で払い出されていることが確認でき、申立期間①及び②共に現年度納付の間の 1 年間と比較的短期間である上、申立期間以外に未納期間は無い。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付してくれていたとする伯父夫婦は、国民年金加入以降未納は無く、申立期間当時の保険料も納付しており、住み込みで勤務していた申立人について、申立期間のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社（現在は、B社）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和38年10月16日）及び資格取得日（昭和39年4月16日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月16日から39年4月16日まで

私は、昭和33年3月にA社に入社し、47年2月に退職するまで継続して勤務していたのに、38年10月の人事異動により同社C店（D市）の1階洋品売場で主任をしていた時の記録が無い。申立期間に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和33年3月15日に厚生年金保険の資格を取得し、38年10月16日に資格を喪失後、39年4月16日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人が当時勤務していたA社C店における申立人の元上司は、「申立人は、1階洋品売場の主任だった。」と証言しており、複数の同僚も申立人が当該店に勤務していたことを証言している上、雇用保険についても、申立期間は継続してA社での被保険者記録が確認できることから、申立人が申立期間においても、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によれば、上記上司及び同僚については、いずれも申立期間においてA社での厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年5月から7月までの報酬月額に基づく算定基礎届により決定された社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年10月から39年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額を平成19年6月29日は10万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月29日

申立期間について、賞与明細書において厚生年金保険料が控除されているので、年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成19年6月29日に支給された賞与に係る賞与明細書により、申立人は、その主張する標準賞与額（10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年3月から同年7月までの期間及び平成3年1月から同年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年3月から同年7月まで
② 平成3年1月から同年2月まで

私は会社を辞め、国民年金に替わった時も保険料は必ず納付していた。納めていないことはないので、国民年金の納付記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳の記録欄には申立期間①及び②の記録は記載されていない上、A市が保有する国民年金被保険者名簿には、昭和58年12月1日及び平成2年3月23日に厚生年金保険に加入すると同日で国民年金の資格が喪失されており、申立期間①及び②について、資格取得及び保険料の納付を示す記載は無い。

また、オンライン記録から、平成8年10月30日にそれ以前の厚生年金保険の記録が判明したため、社会保険事務所（当時）において記録補正を行うと同時に、申立期間①及び②に係る国民年金の資格取得及び資格喪失の記録が追加された期間であり、同日以前は国民年金保険の未加入期間であったことが確認できる上、この時点において申立期間①及び②は時効で納付できない期間である。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿を調査したが、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山梨国民年金 事案 345

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 6 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月から 42 年 3 月まで
役員という人が家に来て、「国民年金の保険料を納付して下さい。」と言ってきた。その時から老後の自分のために納付を始めた。未納になっているのはおかしい。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳到達時に役員という人が自宅に来て国民年金の加入手続を行い、その時から国民年金保険料の納付を始めたと主張している。

しかし、申立人が所持している国民年金手帳記号番号は、A 村（現在は、B 市）で昭和 42 年 10 月 30 日に払い出されたものであり、その時点で 39 年 6 月から 42 年 3 月までは過年度保険料となるため、集金人による納付はできない期間である。

また、申立期間については、A 村保管の国民年金被保険者台帳及び社会保険事務所(当時)が保管している国民年金被保険者台帳の記録が同一内容であり、その記録に不自然な点も見当たらない。

さらに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間について、申立人の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から同年 5 月 2 日まで

私は、昭和 38 年 4 月に臨時補充員としてA市のB局（現在は、C社B支店）に採用され、同月はD市のE研修所で研修を受け、同年 5 月からB局に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が同月からとなっているのはおかしいので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社F支店（最終勤務支店）から提出された在職証明書により、申立人は、申立期間について臨時補充員としてE研修所に採用され、昭和 38 年 5 月 1 日にB局に配属されたことが確認できる。

しかし、申立人と同時に入社したと認められる複数の同僚は、「昭和 38 年 4 月はE研修所で研修を受け、研修の最後に配属先を告げられ、5月からB局に配属された。」と供述しているところ、その中の一人から提出された厚生年金保険被保険者証には資格取得日が昭和 38 年 5 月 2 日と記載されている上、当該同僚達は、申立人の資格取得年月日（昭和 38 年 5 月 2 日）と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、C社B支店及び同社F支店は、「申立人の給与からの厚生年金保険料控除について、当時の資料が残存していないことから不明である。」と回答しており、このほか、申立人の申立期間における保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 11 月 11 日から 51 年 8 月 21 日まで
② 平成 2 年 4 月 1 日から 9 年 5 月 1 日まで

申立期間①については、入社当初からAという営業職で 22 万円から 24 万円くらいの給与を、申立期間②については、姓名鑑定をしながら印鑑を販売する仕事で、平成 6 年 9 月までは 21 万円から 23 万円、同年 10 月から 9 年 4 月までは 25 万円から 26 万円くらいの給与をもらっていた。どちらも、標準報酬月額が実際の給与額と違っているのも、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「厚生年金保険の被保険者となった昭和 50 年 11 月から給与は 22 万円から 24 万円だった。」と主張している。

しかし、事業主は、「労働者名簿以外の資料は処分済みである。」と回答しており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、オンライン記録から、申立人とほぼ同時期に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得した者 5 人の資格取得時の標準報酬月額は、申立人を含む 3 人が 8 万 6,000 円（男性 1 人、女性 2 人）、他の 2 人は男性で、1 人が 9 万 2,000 円、1 人が 10 万 4,000 円であり、昭和 51 年 7 月 1 日に 5 人全員について標準報酬月額の改定が行われ、申立人を含む女性 2 人の標準報酬月額は共に 18 万円となっていることが確認できることから、申立人の標準報酬月額だけが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、「標準報酬月額が実際に支給された給与額より少ない。」と主張している。

しかし、事業主は、「申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる人事記録、賃金台帳などの資料が廃棄されているので、申立人の報酬月額及び保険料控除額について確認することはできない。」と回答している。

また、申立人と同時期に勤務していた従業員のうち、連絡可能な6人に照会したものの、会社が届け出た報酬月額と給与額及び厚生年金保険料控除の状況は確認できない上、同僚の多くは、当時、支給されていた給与額を覚えておらず、申立人より早くから当該事業所に勤務している現在の経理担当者は、「自分の給与額と標準報酬月額についておかしいと感じたことは無かった。」と申述している。

さらに、申立人から提出された平成8年の「給与支払報告書」（写し）における「社会保険料等の金額」欄に記載された金額は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料額にほぼ一致している。

加えて、オンライン記録における申立人の標準報酬月額について、減額又は遡っての訂正など不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。